## 出産・子育でに関する法改正等のポイント



男性も 育児休業をとりやすく なるね!

## 1 育児休業の取得回数が緩和されます

施行日 政令で定める日

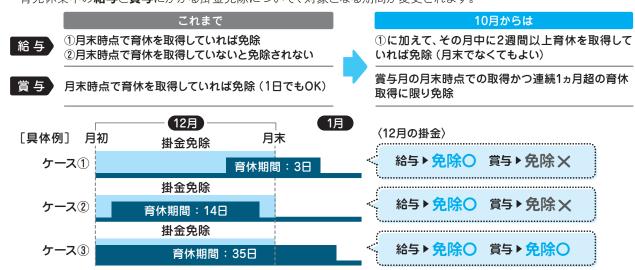
子どもが生まれてから8週間以内に1回、8週間より後に1回としている取得回数の制限が緩和されます。 ※男性のみ、子の出生後8週間以内の育児休業は2回まで取得可能



## 2 育児休業中の掛金免除の対象期間が一部変更されます

施行日 令和4年10月1日

育児休業中の給与と賞与にかかる掛金免除について、対象となる期間が変更されます。



●連続した育児休業等を取得している場合は、2つの育児休業を1つの育児休業等とみなして掛金等の免除を適用します。

## **3** 産前産後休業取得者の**定時決定**において、保険者算定が可能になりました

毎年9月に行われる標準報酬月額の定時決定に際し、4月から6月までの間に産前産後休業を取得する組合員が所属所を 経由して共済組合に申出をした場合、その年の定時決定を保険者算定により行います。 施行日 令和4年4月1日~

